

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第四項及び第六十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号を次のように改める。

十九 火災警報器、ガス漏れ警報器、防犯警報器その他の警報装置

別表第一第三十八号中「家庭用装置品」を「生活用品」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十八の二 住宅に附属して屋外に設置するバルコニー、車庫、物置その他これらに類する簡易なプレハ

プ式の工作物の部材

別表第三第二号中ヲをワとし、ニからルまでをホからヲまでとし、ハの次に次のように加える。

二 火災警報器、ガス漏れ警報器、防犯警報器その他の警報装置

別表第三第四号を次のように改める。

四 住居又は次に掲げる物品の清掃

イ エアコンディショナー及び換気扇

ロ 床敷物及び布団

ハ 太陽熱利用冷温熱装置

ニ ふろがま

ホ 浴槽、台所流し、便器、浄化槽、給水管、排水管、焼却炉その他の衛生用の器具又は設備

別表第三第八号ト中「浄化槽」の下に「給水管、排水管」を加え、同号の次に次の一号を加える。

ハの二 住宅に附属して屋外に設置するバルコニー、車庫、物置その他これらに類する簡易なプレハブ式の工作物の組立て又は設置

別表第三第十二号を次のように改める。

十二 家屋、門若しくは塀又は次に掲げる物品の修繕又は改良

イ 障子、雨戸、門扉その他の建具

ロ 太陽光発電装置

八 家庭用ミシン及び換気扇

二 履物

ホ 畳及び布団

ヘ 太陽熱利用冷温熱装置

ト ふろがま

チ 浴槽、台所流し、便器、浄化槽、給水管、排水管、焼却炉その他の衛生用の器具又は設備

リ 神棚、仏壇及び仏具並びに祭壇及び祭具

別表第三中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 土地の測量

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第四条、第十三条、第十八条及び第二十条の規定は、次に掲げる契約の申込みについては、適用しない。

一 この政令の施行前に販売業者が追加指定商品（この政令による改正後の特定商取引に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一に掲げる物品のうち、この政令による改正前の特定商取引に関する法律施行令（以下「旧令」という。）別表第一に掲げられていないものをいう。以下同じ。）につき受けた売買契約の申込み

二 この政令の施行前に役務提供事業者が追加指定役務（新令別表第三に掲げる役務のうち、旧令別表第三に掲げられていないものをいう。以下同じ。）につき受けた役務提供契約の申込み

2 法第五条、第十条、第十九条及び第二十五条の規定は、この政令の施行前に追加指定商品又は追加指定役務につき締結された売買契約又は役務提供契約については、適用しない。

3 法第九条及び第二十四条の規定は、この政令の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が追加指定商品若しくは追加指定役務につき受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る

売買契約若しくは役務提供契約がこの政令の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの政令の施行前に追加指定商品若しくは追加指定役務につき締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。